

お知らせ

ワシントン条約：フィリピン共和国の野生鳥類の輸入に関する制限について

2025 年 8 月 8 日

経済産業省貿易経済安全保障局
貿易管理部野生動植物貿易審査室

ワシントン条約事務局より、2008 年 2 月 5 日付けでフィリピン共和国から野生鳥類の輸入に関する制限に関する通知(No. 2008/008)が発出されています。

No. 2008/008

<https://cites.org/sites/default/files/eng/notif/2008/E008.pdf>

【参考】フィリピン管理当局からの通知(No. 2008/008)について(和訳)

- ・フィリピンは、野生由来の鳥類及びその製品・派生物の輸入許可証の発行を 2005 年 12 月に停止した。
- ・この停止は、世界動物衛生機関(OIE)が定めた最新のリストに基づき、鳥類が鳥インフルエンザに感染しているか、感染の疑いがある国からのものに対して引き続き有効である。
- ・鳥インフルエンザに影響を受けていない国からの標本の輸入は、フィリピンの領土への病気の伝播を防ぐための措置の一環として、特定の条件に従う必要がある。これらの輸入に関する申請は、ケースバイケースで審査される。

【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部 野生動植物貿易審査室

電話 03-3501-1723